

## 評価指標、評価点の解説

### 高潮対策・侵食対策

#### 【大項目：事業効率 中項目：投資効率性】

##### 1. 費用対効果

- 5点 費用対効果：B/C > 1
- 0点 費用対効果：B/C < 1（前提条件として OUT）

#### 【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：公共サービスの向上】

##### 1. 災害発生時の影響（広域的な影響）（広域：国、県レベルでの影響）

- 5点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）  
特に重要かつ広域的な公共・公益施設（高速道路、幹線鉄道、空港等）の存在

###### 《解説》

高速道路、新幹線等の幹線鉄道、第3種以上の空港等の施設に該当するもの。

- 4点 広域的な影響がある。（隣接地域、関連地域への影響）  
広域的な公共・公益施設（直轄国道、広域的なライフライン、鉄道、空港、官公署（国（ブロック機関）県庁）等）の存在

###### 《解説》

直轄国道、送電線やガス・水道、下水道の幹線、共同溝、出力数十万kw以上の発電施設、国の出先機関や合同庁舎、県庁舎、下水処理施設、ゴミ焼却施設に該当するもの。

- 3点 上記に該当しない。

第1回研究会から  
の変更・追加箇所

#### 【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：生活機会の拡大】

##### 1. 海岸利用のしやすさ（いきいき・海の子・浜づくり、海と緑の健康地域づくり、都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業）

- 5点 「いきいき・海の子・浜づくり」「海と緑の健康地域づくり」「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」のどれかに該当する予定である。
- 3点 「いきいき・海の子・浜づくり」「海と緑の健康地域づくり」「都市と農漁村の交流促進や観光振興に資する海岸づくり事業」のどれにも該当する予定はない。

【大項目：波及的影響 中項目：住民生活 小項目：快適性の向上】

1. 海辺眺望の可能性

5点 堤防天端からほぼ全区間において、海辺を眺望することが可能である。

《解説》

海辺の眺望障害解消のための配慮が、施設設計の中に反映されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

4点 堤防天端からほぼ半分の区間において、海辺を眺望することが可能である。

3点 上記に該当しない。

2. 海辺へのアプローチ性

5点 ほぼ全区間において、海辺に近づくことが可能である。

《解説》

200m 程度毎(アンケート調査結果より)に水際まで近づくことができる安全な通路が計画されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

4点 ほぼ半分の区間において、海辺に近づくことが可能である。

3点 上記に該当しない。

3. ユニバーサルデザインの採用

5点 施設計画にユニバーサルデザインが採用されている。

《解説》

海辺を誰もが利用できるように施設計画されている。

例えば、バリアフリー対策としてスロープや安全施設等が計画されている。

(尚、判断材料として計画図面を提出すること。)

3点 上記に該当しない。

## 【大項目：波及的影響 中項目：安全 小項目：自然災害の減少】

1. 災害発生時の影響（浸水想定区域・想定侵食区域内に対する影響）  
 （原則として、市町村の大字、字単位）

- 5点 地域の存続に関わる影響がある。（当該地域自身への影響）  
 浸水戸数が地域全体の戸数の75%以上  
 50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の40%以上  
 地域にとって生命線となる公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、  
 中枢施設（市町村レベル）等）の存在

## 《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活  
 に対して致命的な影響を与える一本道の道路であり、かつ代替  
 ルートに km 又は2時間以上要する道路。  
 例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回す  
 る道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ  
 幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を  
 与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価する  
 こととし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・  
 ガス等の幹線ライフライン。

中枢施設：当該市町村の本庁舎や総合病院、電話交換施設、防災拠点施設・  
 避難施設等。

地域の基幹産業施設の存在

## 《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

- 4点 地域にとって重大な影響がある。（当該地域自身への影響）  
 浸水戸数が全体の戸数の55%以上  
 50年後の汀線で流出戸数が地域全体の戸数の25%以上  
 農地浸水面積が地域全体の農地面積の30%以上  
 50年後の農地侵食面積が地域全体の農地面積の20%以上  
 重要な公共・公益施設（官公署等）の存在：代替機能がある

## 《解説》

日常生活への利便性を損なうが、代替機能を有する施設。

例えば、地域にとって重要な生活道路（代替ルートに要する時間が2時間以内の道  
 路）、公民館、市民会館、当該市町村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、  
 等。

- 3点 上記に該当しない。

## 2. 過去の災害実績（激甚災害の発生の有無）

- 5点 過去、高潮・津波・侵食等により、激甚な災害が発生。  
 死者・行方不明者が地域の人口の2.5%以上  
 浸水戸数が地域全体の戸数の40%以上  
 侵食戸数が地域全体の戸数の30%以上  
 過去に集落全体が移転した。
- 3点 上記に該当しない。

## 3. 過去の災害実績（過去10年間の災害実績）

- 5点 重大な災害の発生  
 死者・行方不明者が発生

### 《解説》

死者・行方不明者は、海岸災害により発生した死者・行方不明者を対象とし、事故等により発生したものを含まない。

浸水戸数が地域全体の戸数の20%以上

侵食戸数が地域全体の戸数の25%以上

農地浸水面積が地域全体の農地面積の20%以上

農地侵食面積が地域全体の農地面積の15%以上

重要な公共・公益施設（唯一の生活道路、ライフライン、中枢施設（市町村レベル）等）の被災

### 《解説》

唯一の生活道路：背後に急峻な山地が迫り、被災することにより当該地域の生活に対して致命的な影響を与える一本道の道路。

例えば、半島の先の地先海岸で、アクセス道路は半島を周回する道路しかない場合。

なお、同様の立地条件であっても、直轄国道や主要都市を結ぶ幹線道路、鉄道等の被災により物流や観光等の広域的な影響を与える道路・鉄道等については広域的な影響の項目で評価することとし、重複評価しないよう注意する。

ライフライン：唯一の生活道路を利用した電気（送電線や変電施設）・水道・ガス等の幹線ライフライン。

中枢施設：当該市町村の本庁舎や総合病院、電話交換施設、防災拠点施設・避難施設等。

地域の基幹産業施設の被災（例えば、企業の城下町となっている工場、温泉街等）

### 《解説》

大規模工場施設、旅館街、大規模商業施設、大規模レジャー施設等が該当する。

海岸保全施設災害が頻発（2回以上）

侵食により海岸保全施設が全壊

- 4点 災害の発生  
 人家への浸水・越波（5回以上）  
 農地浸水面積が地域全体の農地面積の10%以上

農地侵食面積が地域全体の農地面積の 5% 以上  
 公共・公益施設（県道、公民館、市民会館、中枢施設（市町村レベル）等）の  
 被災

《解説》

短期的には日常生活への利便性を損うが、代替機能を有する施設。  
 例えば、唯一の道路ではない国道・県道・市町村道、公民館、市民会館、当該市町  
 村の出先機関（分庁舎）、保育園・幼稚園・学校、等  
 道路の通行止めが頻発（2回以上）  
 地域の産業施設の被災

《解説》

中規模工場施設、複数の旅館、商業施設街、レジャー施設等が該当する  
 海岸保全施設の損傷（沈下、クラック等）（1回以上）

3点 上記に該当しない。

#### 4．災害発生危険度の危険度（計画波浪に対する越波高または年間侵食速度）

- 5点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて 3.5m 以上高い 年間侵食速度が大（3.5m/年） 近年（5年程度）の侵食速度が過去 20～30年程度と比べ 6倍以上のいずれかに該当
- 4点 計画波浪に対する打上げ高が施設天端高に比べて 3.5m 未満～2.5m 以上 年間侵食速度が中（2.5m/年） 近年（5年程度）の侵食速度が過去 20～30年程度と比べ 4倍以上のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

#### 5．災害発生危険度の危険度（ゼロメートル地帯内の戸数または汀線後退量）

- 5点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が大（35%以上） 過去、汀線後退量が 400m 以上（大規模）のいずれかに該当
- 4点 ゼロメートル地帯内の戸数が地域全体の戸数に占める割合が中（35%未満～20%以上） 過去、汀線後退量が 200m 以上（中規模）のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

#### 6．災害発生危険度の危険度（耐震点検による危険箇所延長または沿岸漂砂、土砂供給源の現状）

- 5点 耐震点検による危険箇所延長が大（50%以上） 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物（建設中も含む）がある 河川・崖侵食による土砂の供給が急激に減少のいずれかに該当
- 4点 耐震点検による危険箇所延長が中（50%未満～30%以上） 沿岸漂砂を遮断する大規模な構造物が計画 中 河川・崖侵食による土砂の供給が減少のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

## 7. 災害発生危険度（災害の危険性の高い自然条件）

- 5点 勾配（1/10以上）、外洋に直接面しているもしくは台風の常襲地帯のいずれにも該当。
- 4点 上記、のいずれかに該当
- 3点 上記に該当しない。

## 8. 災害の危険回避性（津波・高潮防災ステーション）

- 5点 「津波・高潮防災ステーション（海岸防災情報の提供等）に該当する予定である。
- 3点 「津波・高潮防災ステーション（海岸防災情報の提供等）に該当する予定はない。

### 【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：生活環境の保全】

#### 1. 飛沫による影響の改善

- 5点 飛沫により、道路の通行止め等が発生しているが、事業を実施することにより解消が図られる。
- 4点 飛沫により、背後地の生活環境が著しく悪化しているが、事業実施することにより改善が図られる。
- 3点 飛沫なし

#### 2. 飛砂による影響の改善

- 5点 飛砂により、道路の通行止め等が発生し砂の除去を実施しているが、事業を実施することにより解消が図られる。
- 4点 飛砂により、背後地の生活環境が著しく悪化しているが、事業を実施することにより改善が図られる。
- 3点 飛砂なし

## 【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：自然環境の保全】

1. 自然環境等（自然環境への効果）

- 5点 自然環境への著しい影響を防止する。（国、県に指定された貴重種・景観への影響）

## 《解説》

例えば、高潮災害により、ウミガメ・カブトガニの産卵場が損なわれることや、天然記念物に指定されている海浜植生群落の生息地が減少すること、又はレッドデータブック（“わが国における保護上重要な植物（植物レッドデータブック）” “植物群落レッドデータブック” “日本の絶滅のおそれのある野生動物”（動物レッドデータブック））に指摘されている動植物並びに植物群落が減少すること、などの影響を防止する。

- 4点 自然環境への影響を防止する。

## 《解説》

例えば、砂浜の長期的な減少（侵食）により、「白砂青松百選」や「日本の渚百選」に指定されている景観が損なわれる可能性がある場合や、地方自治体で作成したレッドデータブックに指摘されている動植物並びに植物群落が減少することなどの影響を防止する。

- 3点 上記に示した該当事項がない。

2. 生物の多様性に資する空間の把握状況

- 5点 環境マップを作成済である。

## 《解説》

海岸の環境等に関する情報を対象とし、動物、植物及び自然景観などを整理した「環境マップ」を作成済である。

- 4点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を把握している。

## 《解説》

例えば、当該地区海岸における植物群落等を航空写真から図化し、地元の先生と相談する程度でも可とする。  
（尚、判断材料として図面等を提出すること。）

- 3点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を調査中である。  
2点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を工事着手までに調査する予定がある。  
1点 当該地区海岸の生物生息空間の「場」を調査する予定がない。

3. 自然再生への取り組み

- 5点 自然再生に積極的に取り組む計画としている。  
4点 自然再生に取り組む計画としている。  
3点 自然再生に取り組む予定がない。

#### 4．自然環境等に関する保全検討の有無

5点 自然環境等に関する保全検討を実施済みである。

《解説》

例えば、郷土史や学校の観察記録等から当該地区海岸の自然環境に関する位置付けを整理し、地元の先生や県・市町村の教育委員会等とヒアリングを実施し、施設計画を検討している程度でも可とする。

（尚、判断材料として図面やヒアリング結果等を提出すること）

3点 自然環境等に関する保全検討を実施中である。

2点 自然環境等に関する保全検討を工事着手までに実施する予定がある。

1点 自然環境等に関する保全検討を実施する予定がない。

#### 5．自然との共生（魚を育む海岸づくり、エコ・コースト事業）

5点 「魚を育む海岸づくり」「エコ・コースト事業（自然環境に配慮した事業）」のどちらかに該当する予定である。

3点 「魚を育む海岸づくり」「エコ・コースト事業（自然環境に配慮した事業）」のどちらにも該当する予定はない。

### 【大項目：波及的影響 中項目：環境 小項目：景観等の改善】

#### 1．景観に配慮した施設計画の有無

5点 景観に配慮した適正な施設計画がなされている。

《解説》

例えば、当該地域の文献等から当該地区海岸の景観に関する基本コンセプトを整理し、地元の有識者等とヒアリングを実施し、施設計画を検討されている程度でも可とする。

（尚、判断材料として図面やヒアリング結果等を提出すること）

3点 上記に該当しない。

1点 自然公園法に基づく公園内でありながら、適正な施設計画がなされていない。

#### 2．景観への配慮（自然豊かな海と森の整備対策事業）

5点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に該当する予定である。

3点 「自然豊かな海と森の整備対策事業」に該当する予定はない。



【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

1. 浜辺の利用（イベント等の開催）

5点 毎年イベント等が継続的に開催されている。

浜辺の利用度大（イベントの開催等により利用が行われている）

《解説》

海浜でビーチバレー大会や運動会、トライアスロン、海水浴、地引網、祭り、キャンプ、潮干狩り、マリンスポーツ、コンサート等のイベントが行われている。

4点 毎年イベント等が継続的に開催される予定がある。

《解説》

例えば、砂浜の回復によりイベント開催が行なわれる予定がある。または、過去にイベントを開催していたが再開するために、砂浜の回復が望まれている。

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域社会の安定化】

1. 防護区域内における災害弱者施設の有無

5点 災害弱者施設が存在する。

《解説》

病院、老人ホーム、身障者施設等の災害時における避難の困難な人が多数存在する施設。

3点 上記に該当しない。

2. 防護区域内における地域開発等の程度（地域の振興計画への位置付け）

5点 災害の危険性が地域発展の制約となっている。

4点 想定浸水区域が地域の振興計画等に位置付けられている。

《解説》

想定浸水区域が市町村のマスタープランの振興地域に指定されているなど、重点的に整備されることとなっている。

3点 上記に該当しない。

3. 地域格差の是正

5点 背後地が条件不利地域（地域振興法等）の指定地域である

3点 上記に該当しない。

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域文化の振興】

1. 文化財等の地域遺産に対する影響

5点 特に重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

特に重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない国宝、特別史跡、特別名勝、特別天然記念物の被災を防止する。

4点 重要な文化財等の地域遺産の被災を防止する。

重要な文化遺産の存在

《解説》

文化財保護法に基づき指定されている文化財のうち簡易に移動できない重要文化財、史跡、名勝、天然記念物の被災を防止する

3点 上記に該当しない。

## 【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：地域の同意】

1. 地元協議状況

- 5点 地元関係者や海岸利用者と協議済みであり、かつ、当該海岸の海岸管理者、地方自治体（市町村等）、専門家、地域住民等からなる懇話会等が設置されている。
- 4点 地元関係者や海岸利用者と協議済みである。
- 3点 工事着手が前提で地元関係者や海岸利用者と協議中である。
- 2点 地元関係者や海岸利用者と協議に着手したところである。
- 1点 上記に該当しない。

2. 地元の協力体制（海岸愛護・防災等の活動状況）

- 5点 当該海岸において清掃活動や海岸愛護活動、防災訓練等が毎年実施されている。

## 《解説》

毎年、清掃活動や海岸愛護月間での活動、浜辺の動植物等の保護・観察活動、防災訓練等の活動が行われている。又は、警報・サイレン等の海岸災害に対する防災施設が整備されている。

さらに、事業完了後の維持管理に関する地元の協力体制として、海岸愛護や防災等が継続的に実施される見通しがある。

- 3点 上記に該当しない。

3. 地元の協力体制（イベント等に対する活動状況）

- 5点 地元住民が主催（行政、地元以外の団体は除く）であるイベント等が開催されている。

## 《解説》

浜辺で開催されるイベント（海水浴、地引き網、祭り、キャンプ、潮干狩り、観察会、エコツーリズム等）を地元住民が主催となって取り組んでいる。

尚、行政や地元以外の団体が主催しているものは除く。

- 4点 地元住民が協賛しているイベント等が開催されている。
- 3点 上記に該当しない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の実効性 小項目：法手続きの状況】

1. 海岸保全区域の設定状況

- 5点 海岸保全区域として設定済み。
- 0点 上記に該当しない。(前提条件としてOUT)

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：上位計画との関連】

1. 海岸保全基本計画への位置付け

- 5点 海岸保全基本計画に位置付けられている。
- 3点 海岸保全基本計画に位置付けられていない。

## 【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：他事業との関連】

1. 背後地の関連事業の状況

- 5点 当該事業と一体的に整備する他事業が進捗しており、当該事業について早期の事業実施が必要。

## 《解説》

国や自治体等の公的機関が運営する宿泊施設・温泉施設・レジャー施設、海浜公園等、または、民間の運営する大規模レジャー施設等が整備中。または、既に実施設計が行われているなど、翌年度中の整備着手が確実なもの。

- 3点 関連する他事業が無い。

2. 当該事業に隣接する関連事業の状況

- 5点 当該事業との整合が図られている。

## 《解説》

広域的、長期的な視点から海岸保全を図るため、隣接地区における、河川・道路事業、治山事業（防潮保安林等）、港湾・漁港事業との整合が図られている。

- 3点 隣接する関連事業と調整中、もしくは隣接する関連事業がない。

- 1点 隣接する関連事業と整合が図られない。

3. ハザードマップの作成状況

- 5点 津波および高潮ハザードマップを作成済である。

- 4点 津波または高潮ハザードマップを作成済である。

- 3点 関係市町村と調整中である。

- 1点 津波および高潮ハザードマップを作成する予定がない。

4. 他事業との調整（渚の創生事業、C・C・Z.）

- 5点 「渚の創生事業」または「C・C・Z.」に認定される予定である。

- 3点 「渚の創生事業」または「C・C・Z.」に認定される予定はない。

【大項目：実施環境 中項目：事業の成立性 小項目：技術的難易度】

1. 代替案の検討状況

5点 代替案の検討を行っている。

《解説》

大規模工事や自然環境保全対策など、技術的な難易度が高いため、計画段階において比較検討しているもの。

3点 代替案の検討を行っていない。

## 海岸環境整備

【大項目：波及的影響 中項目：地域社会 小項目：地域資源の活用】

### 2. 浜辺の利用（年間利用人口）

- 5点 年間利用人口が地元市町村人口の15倍以上あるいは5万人以上。
  - 4点 年間利用人口が地元市町村人口の10倍以上あるいは3万人以上。
  - 3点 上記に該当しない。
-